

新宿区条例第 4 4 号

新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の過半数が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マ

ンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下「活性化施策」という。）に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 区の区域内（以下「区内」という。）の一定の地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) マンション等 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (5) マンション等建築主等 区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者又は受注者及び請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) マンション等管理者等 次に掲げるものをいう。

ア 区内の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）

イ 区内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）

ウ 区内の管理組合又は区内のマンション等の区分所有者を代表する者から委託を受けてマンション等の管理を行うも

の

(7) 地域活動団体 防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。

(8) 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(基本理念)

第3条 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること。

(2) 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。

(町会・自治会の役割)

第4条 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(マンション等建築主等の役割)

第7条 マンション等建築主等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等建築主等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等建築主等は、マンション等を新築するときは、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

（マンション等管理者等の役割）

第8条 マンション等管理者等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等管理者等（次項に規定するマンション等管理者等を除く。）は、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

4 この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じ、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。

（小中学校・高校の役割）

第9条 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。

2 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

（大学・専修学校等の役割）

第10条 大学・専修学校等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 大学・専修学校等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

（地域活動団体の役割）

第11条 地域活動団体は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

（区の責務）

第12条 区は、この条例の目的及び基本理念が町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。

2 区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとし、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。

3 区は、第7条第3項並びに第8条第3項及び第4項の規定による報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等の地域の町会・自治会へ提供するものとする。

（施策の推進）

第13条 区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。

2 区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、前項の計画に基づき、活性化施策に取り組むものとする。

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。